

論文

開発途上国の女性障害者の結婚をめぐる一考察

金 澤 真 実*

1. はじめに

2011年6月、障害に関する世界的規模で包括的な初めての調査報告書 *World Report on Disability* (WHO/WB 2011) が、世界保健機構 (World Health Organization: WHO) と世界銀行 (World Bank: WB) から発表された。これによれば、障害者は世界の全人口の15.6%であるという。その内訳は、高所得国 (先進国) 11.8%、低所得国 (開発途上国) ¹18%で、低所得国に障害者の割合が多いことが裏付けられている (WHO/WB 2011: 28)。

開発途上国に住む障害者割合をより詳しく見ていくと、女性障害者の割合は女性人口の約22%で、実に女性の5人に1人以上の割合が障害者と報告されている。同様に開発途上国に住む男性障害者の割合が約14%であることを考えると、開発途上国の女性は男性に比べて障害²をもっている割合がかなり高いことが分かる (WHO/WB 2011: 28)。

このように開発途上国には女性障害者が大勢いるにもかかわらず、女性障害者の現状は「隠され、沈黙のうちに置かれている。彼女たちの不安は知られておらず、彼女たちの権利は見過ごされている。地域全体を通して都市であろうと地方であろうと、彼女たちは社会からの3重の差別に直面している。それは、彼女たちが障害を持っているというだけでなく、女性であり、貧しいということだ。差別は、この一つ一つの上に広がっている」(UN ESCAP 1995: 1) と形容されている。開発途上国の女性障害者は、女性団体からも開発援助団体からも障害者団体からも十分な支援を受けることができず、女性、障害、貧困という複合的な差別の中で生きてきた。

女性の貧困については、1970年代から注目されるようになった「女性と開発」や「ジェンダーと開発」課題の出現以降、開発援助の視点から多くの研究がなされている。さらにフェミニズムの視点からも女性の貧困は取り上げられている³。また、障害と貧困が密接に関係していることも知られている⁴。障害原因の約50%が予防可能で直接貧困と関係しているとされるように、障害は貧困の原因であり結果でもある (DFID 2000: 3)。国連もまた障害と貧困の関係を「障害は貧困に陥る、または貧困状態から抜け出せないというリスクを高める。それゆえにミレニアム開発計画の中にも含まれなければならない」と述べている (UN 2010: 14)。

このように女性と貧困、障害と貧困がそれぞれに可視化され研究されているにもかかわらず、女性障害者と貧困に関しては、いまだ十分な分析と研究がなされていない。そこで本稿は、開発途上国に住む女性障害者の貧困の一断面を「結婚」⁵に注目して検討する。具体的には、開発途上国の中でも特に開発が遅れている後発開発途上国のバングラデシュを取り上げ、結婚のもつソーシャルセキュリティ機能の一面を明らかにする。そして、結婚しない (できない)、結婚していたのに障害を理由に離婚されるなどの出来事は、女性障害者への差別問題であるだけでなく、社会的な保護システムの外に置かれた女性たちの生存にかかわる貧困の問題であることを提示したい。

本稿の構成は次の通りである。次節では、開発途上国の女性障害者の置かれている状況をのべる。続く3節では、バングラデシュの女性障害者の置かれている一般的な状況を概観し、バングラデシュ政府の女性障害者に対する取り組みの課題を明らかにする。4節では、バングラデシュの女性と家族において「結婚」が持つ意味を文化的、社会

キーワード：女性障害者、開発途上国、結婚、セーフティネット、貧困

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2010年度入学 公共領域

的側面から記述する。5節では、バングラデシュの女性障害者が結婚することから排除されている状況を明らかにする。6節では非婚と貧困の関係について考察し、最後に、女性障害者への支援について触れる。記述にあたり、バングラデシュの非政府組織（Non Government Organization: NGO）によっておこなわれた女性障害者へのサンプル調査報告書の中から、「結婚」に関しての部分を取り上げ詳細に検討する。また、筆者が2005年にバングラデシュで約1年間、女性障害者と共に活動した中でおこなったフィールド調査⁶の結果もあわせて報告する。

2. 開発途上国の女性障害者の現状

開発途上国の女性障害者に関して、1981年の国際障害者年に国連広報合同委員会とNGOによって、*Woman and Disability* が出版され、1991年には「女性と世界の開発」シリーズの一つとして改訂版が出版された（Boylan 1991）。また、1995年には国連アジア太平洋経済社会委員会（United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UN ESCAP）によって、*Hidden Sisters* が発表された。

さらに、Lorna J. Edmonds がアジア開発銀行の「貧困と社会開発研究 No.12」として著した *Disabled People and Development* (2005) でも、女性障害者について取り上げられている。この3つの報告書は、開発途上国の女性障害者が差別を受け、不利益を被っているとした共通の指摘をおこなっている。それぞれの報告書は女性障害者についてこのように表現している。「女性と障害という2つの差別に苦しむ」（Boylan 1991: 3）、「女性、障害、貧困という3つの差別に直面する」（UN ESCAP 1991: 1）、「女性、障害者、女性障害者という3つの不利益を被っている」（Edmonds 2005: 10）。いずれの指摘も、周辺化され複合的な差別と不利益の中で生きている人々として女性障害者を捉えている。彼女たちは、生まれたときからすでに差別の中にあり、その存在は家庭の中ですら認められることは少ない。そのため、十分なケアや教育、リハビリテーション、雇用などにもアクセスすることができず孤立している。結婚についても、人々の障害に対するステレオタイプ的な見方、差別、否定的な態度などにより、結婚に適しているとは見做されていない。そのため、彼女たちが結婚をすることは大変困難となっている。さらに女性障害者は、障害者運動とジェンダー運動の双方からその存在を認められず、彼女たちが不可視化されていることを指摘している（Boylan 1991: 3; UN ESCAP 1995: 1; Edmonds 2005: 10）。

UN ESCAP の障害者問題担当官であった中西由起子は、共著のなかでアジア太平洋地域の女性障害者の現状を以下の11点にまとめている（中西・内海 2006: 52）。

- ① 家族や社会が、力も知恵もない厄介者という偏見をもち、存在を認めてもらえない。
- ② 外に出る手段がなかったり、危ないから、近所に恥かしいからと外出自体を許さず、家に閉じ込められ孤立している。
- ③ 教育や訓練を受ける必要がないとみなされ、識字率の低い障害者の中でも最も非識字の割合が高い。そのため、自分の権利についての認識が薄い。
- ④ 家族特に父親、夫、兄や弟、長男、伯父たち男性に経済的に依存しなければならないので、訓練や雇用の機会を奪われ、一生依存して生きていかざるをえない。
- ⑤ 車椅子、白杖、補聴器などの機器が手に入らず、自立にむかう手段がない。
- ⑥ 栄養不良、貧困、無知から健康状態が悪い。
- ⑦ イスラム教の決まりで、数少ない女性の医師や医療専門家の診断しか受けられないために、病気の予防や治療ができない。
- ⑧ 妻や母親の役割をこなせないと考えられ、結婚することができない。
- ⑨ 結婚している場合は、妻や母親としての仕事を取り上げられる。
- ⑩ 自己の向上に結びついたり、人間としての尊厳を認められる機会がないために、フラストレーションが大きく、劣等感が強くなる。
- ⑪ 障害者の運動、活動に受け入れられない。そのため彼女たちの意識も全般的には、まだ低いと言わざるをえない。

これらの記述から、開発途上国の女性障害者は今まで可視化されておらず、そのために支援の手が届かず最も貧しい人々となっていること、彼女たちの人生には様々な制限があること、女性障害者の結婚に関しては、結婚は難しくそれは彼女たちに対する様々な差別のうちのひとつであることなどが明らかになった。次に、バングラデシュの女性障害者の現状を概観したい。

3. バングラデシュの女性障害者

はじめに、バングラデシュの障害者の基礎的指標と女性障害者の一般的な状況について説明する。

バングラデシュでは、2011年3月に第5回国勢調査がおこなわれた。調査票には、障害について尋ねる欄があり、「なし、発話、視覚、聴覚、身体、精神、自閉症」の7つから選ぶことになっている。この調査票については、障害者団体から障害者を正しくカウントできないとの抗議もあるものの、障害についてはじめて国勢調査で取り扱われたことの意義は大きい。残念ながら、現時点では調査結果は発表されておらず、バングラデシュの障害者について全国規模の指標を知ることはできない。現時点で障害者の人数について調査したものとしては、2007年にバングラデシュ統計局 (Bangladesh Bureau of Statistics: BBS) によりおこなわれたサンプル調査が比較的新しい。それによれば、バングラデシュの障害者は、1000人につき約9人 (0.9%)、内訳は、男性約10人 (1%)、女性約8人 (0.8%) である (BBS 2009: 77)。NGOによるサンプル調査では、1993年と1995年から1997年に Action Aid Bangladesh によって3回に分けておこなわれた調査がある。これによれば、障害者の割合は、1993年の調査では8.78%、1995年は14.4%、1997年は13.34%であった。また、障害者の中で、女性の占める割合は、56.2%であったと報告している (DBL 2004: 13-4)。

また、2005年に Handicap International (HI) と障害者団体全国フォーラム (National Forum of Organizations Working with the Disabled: NFOWD) から発行された *Disability in Bangladesh* では、男女を含めた障害者の割合は、5.6%と報告されている。その内訳は、視覚障害が一番多く32.2%、身体障害27.8%、聴覚障害18.6%、言語障害3.9%、知的障害6.7%、重複障害10.7%である。障害者の男女比について、具体的な数字はないものの男性障害者の割合が、女性障害者に比べて少し多いとしている。その理由として、女性障害者は隠されており統計調査に表れなかった、男性障害者に比べてケアを受けることが少なくその結果早く死に至っているためではないかと推定されている (HI & NFOWD 2006: 27)。この調査の実施団体である The Innovators は、調査内容の詳細な報告書を発行している。それによれば、調査対象の人々が障害の原因として挙げた理由は、先天的、出産時の事故、病気、間違った治療などであったが、約15%が神の意志を挙げ、その他迷信⁷からくることを信じている者も少なくない (Titumir & Hossain 2005: 47)。

バングラデシュの障害者はそのほとんどが農村地域に住んでおり、その人々は最も貧しい者の一人である。なぜなら貧困は障害を生み、障害は貧困を生むという連鎖があるからである。障害者に対するスティグマは、地域だけでなく政府機関にも非政府機関にも見られ、それを基にした障害者差別は、障害者の社会参加とインクルージョンを阻害している。さらに女性と少女の障害者は、周辺化されている障害者の中でも最も周辺に位置している。女性障害者は、女性であることと障害者であることの2重の差別にさらされている。機能的には同じ障害をもっている男性障害者よりも女性障害者のほうがより「障害」⁸が大きい。なぜなら、女性障害者は、社会的に重要なアイデンティティである妻としての役割を果たすことができないからである。彼女の結婚する機会や他の社会的な願望が果たされる可能性は、機能的な障害が同じ男性よりもより小さい (DBL 2004: 15)。

バングラデシュの属するアジア・太平洋地域では、UN ESCAP により1992年に「アジア太平洋障害者の十年 (1993-2002)」を採択し、アジア・太平洋地域の障害と貧困の課題に取り組んでいる。2002年には、第2次「アジア太平洋障害者の十年 (2003-2012)」推進のための政策文書である「びわこミレニアムフレームワーク」(Biwako Millennium Framework: BMF) を採択し、域内の各国がこの10年間に取り組むべき7つの優先領域を定めた⁹。その中で、優先順位2番目に挙げられたのが女性障害者である。

2007年には、バングラデシュ社会福祉省と NFOWD および HI によってバングラデシュ政府の BMF に対する取り組みに対する中間評価が発表された (NSC 2007: 21-2)。この中間評価では、国内で女性障害者に対する様々取り

組みがなされてはいるが、なお残されている課題として以下の8項目を挙げている。

- ①バングラデシュでは、開発援助関係者、メディア、人権団体などにより、過去数十年にわたって女性の地位向上のために働いてきた。実際女性の地位は向上したが、こと女性障害者に関しては、この恩恵を受けていない。彼女たちは、家庭内で差別をうけ、医療、教育、職業訓練、雇用、所得創出の機会へのアクセスを否定されている。また、社会や地域活動から除外されている。
- ②女性と少女の障害者は、身体的、性的虐待を受けるリスクが大きい。その結果、多くの家族は、障害のある女兒を学校や職場へ通わせるのをためらってしまう。
- ③男性障害者が結婚相手を見つけることが可能なのに比べて、女性障害者が結婚相手を見つけることは非常に難しい。
- ④地域レベルでの女性障害者の参加はほとんどない。参加を疎外している原因として、障害に関する理解不足、家族の無理解、言葉によるあるいは身体への虐待、またアクセスビリティなどがあげられる。
- ⑤女性障害者の移動は、いまだに大きな課題である。特に丘陵地帯など地理的に困難な場所に住んでいる女性障害者にとっては、さらに大きな困難がある。また雨期には、自宅周りの移動にも困難が生じている。
- ⑥自助組織（セルフヘルプグループ）における女性障害者の参加と役割は、限られている。女性障害者の課題は、十分に取り上げられてはいない。
- ⑦障害者が開発シナリオにおいて、リーダーシップをとるということはまれであるが、その数少ないケースは、ほとんどが男性障害者である。女性障害者がそのような機会を得ることは限られている。
- ⑧障害を持つ女性と男性の間に存在する伝統を変える政府の取り組みは限られている。

2008年よりバングラデシュ政府は、酸かけ被害女性¹⁰と障害者に障害年金月額4.5ドルを支給するとした。しかし、筆者の知的障害者施設の責任者への聞き取り¹¹によると、この年金を受けるためには、医師の診断書が必要とされているため、その費用を工面できない貧しい人々は申請することができない。この施設では、何人かの女性障害者に医師の診断書を取り申請するサポートをおこなったが、理由は示されないまま障害年金を受け取ることができなかったとのことであった。

4. バングラデシュの女性と結婚

近年、女子教育の普及と18歳以下の少女の結婚を禁止する法律などにより、女性の結婚年齢は上がっている（BBS 2009: 23）。しかし、それでもバングラデシュは世界で最も結婚年齢の低い国の一つである。約3分の2の少女が10歳から19歳で結婚する。そして55パーセントの少女が19歳になるまでに出産を経験する（UNICEF nd.）。この傾向は、都市部よりも農村部で、住宅地よりもスラムで、というように一般に貧しい地域で圧倒的に高い。たとえば15歳以下で結婚する少女は、農村部では36.2%、スラムでは39.8%であるが、18歳以下で見れば、農村部、スラムとも約8割の少女が結婚している。そして彼女たちのほとんどが教育を受けていない（BBS 2009: 24）。

バングラデシュの女性のほとんどは、貧富の差や宗教の違いにかかわらず家父長制の枠組みの中に生きている。伝統的にバングラデシュの女性の地位の根源は家族にあり、女性の役割は社会制度としての家族を維持することである。そのため、最も重要な女性の役割は、子供を産み育てることを通して子孫を継続させることである。家父長制では父親が、父親がいないときは次に父親に近い男性が世帯主となり、意思決定権と家計管理権を握る。このような伝統のあるバングラデシュでは、将来家名を継ぎ一家の大黒柱となるであろう息子の価値は娘よりも高い。男児は優遇され、よりよい教育、栄養や医療を手にする。一方女性は、主に子供を産む役割が重視され、経済的に依存する負の財産として、また、非生産的な支出をうむ原因として従属的な地位を与えられてきた。女性の価値は、結婚との関連でのみ語られる。少女は、将来の母、主婦とみなされており、教育を受ける権利よりも日常の家事訓練に優先順位が置かれている（バングラデシュ女性・児童省 1998: 26-30; ラーマン 2006: 82-9; ADB 2001: 4）。

このような文化的社会的背景により、結婚は個人の意思であるというよりも社会的義務の履行となっている。結

婚は、両親とその娘にとって最も重要な人生のイベントである。ほとんどの親にとって、娘の結婚をアレンジすることは義務と思われている。女性にとって、結婚適齢期を過ぎても結婚しないことは、大変恥ずかしいこととされている。そのため、娘に結婚をアレンジできなかった両親は、罪悪感を抱くほどである (Alam & Giasuddin 2005: 28)。彼女たち大多数の結婚は、両親、後見人、親戚などの男性が取りまとめたものであり、少女は、結婚生活がうまくいくようにするためのあらゆる責任を負うことを期待されて育てられ社会からもそう扱われている。結婚生活での義務や責任をきちんと果たせない場合、その女性自身だけでなく両親も家族も面目を失うことになる。

結婚は、花嫁の後見役が父親から夫へ移譲されることを意味するので、結婚後さらに教育を受けること、就職、入院や家庭外での時間の使い方などには、その都度夫の許可が必要となる。バングラデシュの女性は、生涯で平均4回妊娠するが男児を出産することにより、女性は結婚した先の家族の中で自分の地位を固めていく必要がある (バングラデシュ女性・児童省 1998: 26-30; ラーマン 2006: 82-9; ADB 2001: 4)。

女性が仕事をもち自立して生活することが一般的ではないバングラデシュにおいて、結婚はまさに「永久就職」なのである。女性にとっての結婚は、父親の保護を離れ、代わって夫からの保護をうけ息子を生む機会である。それは愛情といったつながりを超えて、将来にわたる自らの生存にかかわるセーフティネットを手にする重要な機会であるといえよう。男性の保護を得られない、世帯主が女性である家庭は男性が世帯主の家庭よりも著しい貧困状態にあることも報告されている (ADB 2001: 19)。

5. 女性障害者と結婚

前述のように社会的にも経済的にも重要な意味を持つ結婚であるが、ここからはバングラデシュの女性障害者の結婚について具体的に検討していきたい。2002年と2008年に女性障害者に対象を絞って調査された2つの報告書を中心に、筆者がおこなった調査によって得られた具体例も含めて記述していく。

女性障害者を対象とした調査報告書のひとつは、2002年に Center for Services and Information on Disability (CSID) から発行された *The Feminine Dimension of Disability: A Study on the Situation of Adolescent Girls and Women with Disabilities in Bangladesh* であり、もうひとつは、Social Assistance and Rehabilitation for the Physically Vulnerable (SARPV) が2008年に発行した *Report on Women with Disabilities in Bangladesh* である。

CSIDは、障害に関する調査研究をおこなっている NGO で、この調査はグラミン・トラストの「貧困削減リサーチプログラム」としておこなわれたものである。バングラデシュの全域から21県(全64県中)を調査地域に選び、開発援助団体ワーカーで障害関係の訓練を受けた者により、事前の質問票で選ばれた障害のある少女150名と女性160名の合計310名が調査対象者となった。少女の年齢は10～18歳であるが、これはバングラデシュの法的な成人年齢が18歳であるためである。

310名の障害の内訳は、38.71%が身体障害、20.32%が言語聴覚障害、16.45%が視覚障害、知的障害が14.52%、重複障害が10%である。障害の理由は、先天性41.94%、疾病19.03%、熱21.94%、事故6.45%、不適切な治療3.23%、栄養失調1.29%、やけど0.65%、不明4.19%、その他1.29%である。障害を受けた時期は不明である (CSID 2002)。

SARPVは障害当事者団体で、CSIDと同じように事前の質問票で選ばれた女性障害者を調査の対象としている。この調査では、バングラデシュ全土から292名の女性障害者を選び、インタビューによる調査を行っている。292名の内訳は、身体障害77.1%、視覚障害2.4%、聴覚言語障害2.4%、精神障害10.3%、重複障害7.9%である。障害を受けた時期は、先天性44.5%、1歳まで3.8%、2歳まで14%、5歳まで15.4%、10歳まで15.4%、10歳以上が6.8%であった。障害の理由は不明である。

CSIDとSARPVの調査による障害の内訳は大きく異なるが、3節で述べたHIとNFOWDが2005年におこなった男女を合わせた内訳と比較しても、双方ともに大きくずれている。両報告書からは、調査対象者を選んだ基準や方法などを明確に知ることはできないが、SARPVは身体障害者を中心とした活動をおこなっている当事者団体であるので、そのことが影響しているのかもしれない。

先に述べたように18歳以下で結婚する少女の割合は約8割にもものぼるが、CSID調査では結婚している少女の障

害者はわずか2%である。また女性障害者では、33.13%が現在結婚しており、50.63%が非婚である。2%が別居、残りの14%は、離婚や死別のため現在は配偶者がいない (CSID 2002)。

SARPVの調査では、結婚に関して適齢期の女性障害者も結婚をするべきだとほぼ全員が答えている。しかし、実際に家族の中で結婚について話合ったことがある女性障害者は約36%で、それ以外は話し合ったことはないとしている。その理由は、障害を理由に結婚の申し込みを得られない、結婚は喜びよりも辛さをもたらすと考え結婚に興味がない、結婚のための十分な結婚持参金(ダウリー)¹²が支払えないなどである。現在結婚している者は29.8%、結婚したことのない女性障害者は52.1%、のこりの18.1%は寡婦、離婚、死別などである (SARPV 2008: 10)。

両調査における女性障害者の非婚率は、障害種別が異なるにもかかわらず、50%以上とほぼ同じである。政府の統計による女性の結婚率 (BBS 2009: 29) では、非婚女性が27.3%、婚姻中が62.3%、寡婦/離婚が10.4%であるので、明らかに女性障害者の非婚、寡婦/離婚率は高い。またこれらの調査以外にも、視覚障害のある男性は女性の視覚障害者よりもより結婚することが容易である (DRWGB 2009: 14) という指摘もあり、女性障害者の結婚は、障害の種別、程度はあまり関係なく「障害のある女性」ということが結婚の妨げになっていることを裏付けている。

女性障害者の結婚を妨げている理由として、障害者は家族に不幸をもたらすという迷信や、家事労働などの妻としての役割に障害のある女性は応えられないばかりか、婚家の重荷になると考えられているなどが挙げられている。また、裕福な女性障害者の家庭では、このような理由で「結婚に適していない」とみなされる結婚適齢期の女性障害者に結婚よりも学業を修めるようにとの勧めがなされるという。

さらにバングラデシュ社会では、一般的に宗教を変えるということは本人のみならず家族も社会的に大きな犠牲を伴う。しかし、障害のある女性が結婚するために改宗することに関して家族は反対しない。改宗することよりも結婚することを重要視するからである。また「運よく」結婚することになったとしても、結婚に際して多額の現金や品物、土地などがダウリーとして相手先に贈られている。しかし結婚して数年後、贈られた持参金をもって夫が出て行ってしまうということもある。また結婚後に、更なるダウリーを要求されることもある。さらに結婚生活を続けていても、夫や夫の家族からの言葉によるあるいは身体への虐待もまた、珍しいことではない (CSID 2002)。

前述のBMF中間報告でも、男性障害者に比べて女性障害者の結婚相手を見つけることが難しいという問題が挙げられているが、女性は障害があると結婚相手を見つけることが難しいということの他に、結婚後に障害者になった場合、夫から遺棄されるという問題もある。バングラデシュのイスラム家族法 (Muslim Family Law Ordinance: MFLO)¹³は、必要に応じて夫が複数の妻を持つことを許可している。許可される場合の妻の状態の例として、子供がいない、精神病、身体障害などがあげられている (WLUML 2006: 206)。このことから、前述した結婚における女性の役割が法的な裏付けを持ったものであることが分かる。

筆者が出会った事例として、出産時のトラブルで下半身不随となった女性がいる。彼女は、実家の一部屋で寝たきりの生活を送っている。夫は彼女が下半身不随となったあと、彼女の母親と相談して再婚した。そして彼女の実家の敷地内に家を立てて、そこに2番目の妻と住んでいる。彼女は障害をもったために、妻として期待される働きが出来なくなったことが理由である。この2番目の妻が1番目の妻である彼女の世話を時折おこなうが、夫から第1夫人である彼女への経済的支援はない。実の母親と夫のこの決断は、イスラム家族法に則ったものであり、彼女の尊厳を踏みにじるものと周りの人々から解釈されていない。それどころか、夫は障害のある妻を捨てずに彼女の実家に2番目の妻と一緒に住んでいることから、「やさしい人」「いい人」という評価を得ている。彼女自身もまたその評価を受け入れている。ここに男性だけでなく女性たちの中にも「女は家事をして子供を産み育てる」という女性役割に対する価値観が根深くあることがうかがえる。出産時の事故とはいえ結婚生活での義務や責任をきちんと果たせなくなった彼女に、彼女の母親は面目を失い、夫に2番目の妻をめとらせ家まで用意した。障害のある妻は本来なら離婚されてあたりまえであるが、夫はそれでも離婚しないのだから「よい人」というわけである。この話には、彼女の実家が夫と第2夫人の家を建てる土地と経済力を持っていたという「幸運」も含まれている。妻である女性が障害を持つに至った時、あたりまえのようにその尊厳を踏みにじられる現実がある。筆者は、20年以上にわたるバングラデシュとのかかわりの中で、障害者になったため、また障害児を産んだために、夫から遺棄されるバングラデシュの女性のことを何人も見聞きした。そのような夫たちからみると、たしかにこの夫はなんだか「よい人」のように見えてくる。

いずれにしても女性障害者は、はじめから結婚「させる」対象とみなされない、または障害を理由に夫から遺棄される、あるいは自分の地位が第2夫人にとって代わられるなどといった取り扱いを受け、彼女たちは結婚のもつセーフティネットという側面から排除されている。この問題は非障害女性を含めたすべての女性に共通している課題ではなく、男性障害者の課題でもない、まさに女性障害者に特有の課題といえよう。

6. 非婚と貧困

父親の保護を離れ夫の保護のもと人生をおくる結婚という枠組みの外に置かれた女性障害者は自立生活などの結婚にかわる独立の手段もないため、ずっと実家で暮らすことになる。フィールドワークで出会った女性障害者たちの一番の心配は、父亡き後どのように生きていくかということであった。父が活着ている間はたとえ疎まれていたとしても最低限の衣食住は保障されてきた。しかし、父亡き後、多くの場合高齢の母と彼女が取り残される。姉妹たちはそれぞれ結婚し、婚家の世帯の一員として活着ている。兄弟たちがいたとしても結婚していれば、彼女たちに対する扶養義務はない。国民の大多数を占めるイスラム教徒ではイスラム法との関係から、世帯主の扶養義務は第一に自分の妻子であり、高齢の父母の扶養でさえ必ずしも義務ではない（高田 2006: 98）¹⁴。ましてや兄弟が障害のある姉妹を養う道義的責任を感じることは少ない。筆者は、これに近い話を聞いたことがある。ある障害者の集会¹⁵で、イスラム教と障害について話したゲストがいた。彼によれば障害者の扶養は、両親、親戚、兄弟の順でなされる。驚くべきことに、兄弟の順番は親戚（この場合はたぶん母方の伯父）よりも低いのである。この中の誰も障害者を扶養することができないなら、後はアッラーの神に委ねるとのことであった。アッラーの神に委ねるとは、信仰的な言葉のように聞こえるが実際はだれも積極的にその人にかかわらないということである。親類縁者の中に誰も援助をしてくれる人がいなければ、物乞いをしてでも自分で生きていかねばならない。バングラデシュをはじめとした開発途上国では、社会のセーフティネットが整備されていなくても、家族や共同体での助け合いで社会的弱者が活着ていくことができるという言説¹⁶があるが、実は、バングラデシュのイスラム社会では、それはごく一部の裕福な人々の間でそのことによる利益をよく考えた上でおこなわれることであり、大多数を占める貧しい人々の中では自明とはいえないのである。

筆者がおこなった調査でも、これを裏付けるような話はめずらしいことではなかった。たとえばスラムに住むある女性障害者は、母親と二人暮らしをしている。彼女の家は、電気、上下水道、台所、トイレ、風呂（水浴び場）などはなく、家財もベッドとわずかばかりの食器、鍋類のみである。隣に兄の家族が住んでいるが経済的な支援はなく、NGOから支援されるわずかなお金で暮らしているのである。また別の女性障害者は、高齢で自身が障害者であるだけでなく、一人息子は知的障害がある。夫は亡くなり親戚からの支援も一切なく、彼女は物乞いとキリスト教の修道士たちによる支援で生活をしている。

久保田真紀子はアフガニスタン女性にとって、活着ていくためには家族の中で稼ぎ手が何人いるかということが重要であるとともに、将来の稼ぎ手である息子が何人いるかも女性の貧困レベルを決定づける（久保田 2009: 45）と述べているが、それはバングラデシュの女性にもあてはまる。バングラデシュでも、女性が世帯主の家族は男性が世帯主の家族よりも、より貧困の中に活着ていることが知られている（ADB 2001: 19）。女性たちにとって家族の中に息子を含めた稼ぎ手（=男性）が何人いるかということは、まさに死活問題なのである。

結婚をして息子をもつことが貧困のレベルを決定づけている社会で、結婚の枠組みの外に置かれ、そのため息子をもつ希望もない女性障害者は、最低限の衣食住を保障してくれた父親が亡くなった後、どのように活着ていくかということは切実な問題である。彼女たちにとって「どのように」活着ていくかという問いは、よりよく活着るためにといった生き方の質を問うものではなく、まさに生きるか死ぬかという根源的な問いをせざるを得ない切実なものであり、活着ていくために心ならずも物乞いをせざるを得ないような貧困の中で活着ていくほかないということである。

7. おわりに

本稿では、バングラデシュを例として、結婚という観点から女性障害者が社会的セーフティネットワークの外に置かれている理由を検討した。バングラデシュでは、結婚し息子を産むことは一種の社会的義務の履行であり、生存の保障ともなっている。しかし女性障害者の場合はどんなに軽い障害であっても、たとえそれが結婚生活で期待されている働き——子供を産み育て家事を切り盛りするという——に何の支障もなかったとしても、結婚することから排除されている。就労を通じた自立生活などの手段がないバングラデシュでは、女性障害者にとって結婚から排除されることは、自らの生存に関わることであることをここまで論じてきた。

女性障害者に対する開発援助においても同様の傾向がみられる。女性は潜在的な母親であり、主婦であるとみなされてきたバングラデシュでは、「女性の貧困」も妻である女性、母である女性、寡婦、夫に遺棄された女性というカテゴリーのもとで、「結婚」を軸にして理解され、その軸にそって支援される傾向があったのではないだろうか。そうであれば、母でもなく、妻でもなく、寡婦にもなれない女性障害者は、開発援助関係者から「貧困女性」として可視化され、支援されてこなかったのも当然のことであった。また、女性障害者は一般的に独立した生計を営んでいないので、女性世帯主というカテゴリーで、彼女たちを可視化することもできなかった。このことは、開発援助の現場で、女性障害者がおかれている極めて深刻な状況について、これまで注目されることが少なかった一つの理由ではないだろうか。女性を結婚という軸でカテゴライズし支援するというこの傾向は、バングラデシュのみならず、開発途上国一般の傾向であるともいえるだろう。本稿は、このような傾向を克服するための一つの試みである。

本稿では結婚という軸から女性障害者を見ていくことで、女性障害者はそこからこぼれ落ちる、あるいは、結婚してもそのセーフティネット機能をうけることが難しいことがわかった。この結婚のもつセーフティネット機能から排除されている女性障害者を援助の対象者として明確に捉えていくためには、結婚を軸として女性を捉えているのではまったく不十分である。母でもなく、妻でも、寡婦でも、夫から遺棄された女性でもないが、同じようにあるいはそれらの女性たちよりもさらに貧しく困難の中で生き、その尊厳を奪われている彼女たちの声を聞き取り、具体的な支援につなげることが開発援助に関わる人々に求められている。

注

- 1 World Report on Disability では、世界銀行の定義を利用し高所得国と低所得国を国民総所得 US \$ 3255 以上か以下かで分類している。一般的に使われる先進国、開発途上国の一致した定義は存在しないため、低所得国を開発途上国、高所得国を先進国と呼んでも差支えないだろう。
- 2 報告書では「障害のある人」とは、日常生活に困難を感じている人も含まれている (WHO/ WB 2011: 26-7)。
- 3 たとえば、日本女性学会は、学会誌「女性学」で「今ジェンダーの視点で問い直す貧困と労働」(2010年17号)と題して特集をおこなった。また、アジア女性資料センターでも、「女たちの21世紀」誌で女性の貧困を特集した(2009年57号)。
- 4 障害者は、教育を受ける機会から排除され、そのために、仕事に就くことができない。そしてさらに貧困に陥っていくというようなサイクルが、障害と貧困にはみられる (DFID 2000: 4)。
- 5 本稿では、結婚のもつ普遍的な価値や意義、結婚の「正しい」制度の在り方などには触れない。バングラデシュ社会の中で一般的に理解されている結婚について述べることにする。
- 6 調査の概要は次の通り。調査地は首都ダッカの北、約120kmに位置するマイメイシン県マイメイシン。調査対象者は、現地NGOの障害者地域センター (Community Center for the Handicapped: CCH) が支援しているモヒラクラブ (女性障害者のための自助グループ) に所属する女性障害者36名とCCHに出入りする障害者。参与観察を中心に、インタビュー(4名)と質問票(17名)による調査を実施。調査対象者は10代～50代ぐらいであるが、自分の生年月日を正確に知らない者も少なくない。障害の種類は、下肢切断・ポリオによる手足の麻痺・内反足・小人症など。調査期間は2005年の約1年間、使用言語は公用語のベンガル語。
- 7 たとえば、同書では両親への不服従、両親の罪、悪霊などが挙げられている。筆者は、妊娠中に瓜、魚、鶏を調理のために切ると障害児が生まれるという話を聞いた。
- 8 ここでは、impairmentを障害、disabilityを「障害」と表現した。
- 9 具体的には、次の通りである。A. 障害者の自助団体および家族・両親の会、B. 女性障害者、C. 早期発見、早期介入および教育、D. 訓練および自営を含む雇用、E. 建築物および公共交通機関へのアクセス、F. 支援技術を含む情報、通信へのアクセス、G. キャパシティビ

- ルディング, 社会保障と持続的生計プログラムによる貧困削減. UN ESCAP (nd.) *Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 2003-2012, Biwako Millennium Framework for Action: towards an Inclusive, Barrier-free and Rights-based Society for Persons with Disabilities in Asia and the Pacific*, Bangkok. UN ESCAP.
- 10 酸かけ (Acid Violence, Acid throwing) は, 主に少女や女性が被害者で加害者との性的関係を断った, 結婚の申し出やダウリー (注記 12) の支払いを拒んだ, または家庭内の争いなどから, 硫酸などを主に顔にかけられること. 1999 年~2010 年の被害者は 3114 名にもぼる (Acid Survivors Foundation HP, Retrieved July 10, 2011, <http://www.acidsurvivors.org/index.html>). 酸かけは, 顔や身体に消えない傷跡を残すだけでなく多くの場合, 失明を余儀なくされ皮膚や筋肉が溶けることによる障害をおう.
- 11 バングラデシュ, マイメシシンの知的障害者施設の責任者より, 同施設のデイケアセンターに通ってくる利用者を支援した時の出来事として 2011 年に聞いた.
- 12 結婚にあたり花嫁の両親に花婿側から要求される金銭, 品物などのこと. 1980 年のダウリー禁止法により, 与えることも受けることも処罰の対象となったが, 現在もバングラデシュ全土で広くおこなわれている.
- 13 バングラデシュでは, 宗教別の慣習に基づいた家族法, 相続法などを持っている.
- 14 この辺の詳細な議論に関しては高田峰夫 (2006) 参照.
- 15 2005 年 12 月 1 日~4 日, バングラデシュのサバルにある Centre for the Rehabilitation of the Paralyzed: CRP (麻痺性障害者リハビリテーションセンター) で開催された「ドルミョ プロティボンディデーラ ベックリデーラ テイルコジャットラ 2005 (障害を持つ人々の巡礼 2005)」と題された身体障害者の集い. 全国から 1000 人以上の障害者と介助者及びそれぞれの所属センターの責任者などの参加があった.
- 16 筆者は, スタディツアーなどでバングラデシュを訪問した人々の通訳を務めた経験を多く持つ. 参加者の典型的な感想は, 「日本人が失ってしまった美しい助け合いの精神がある」, 「貧しくても心が豊かなベンガル人」などというものである. これらの感想に対する違和感については, 注記 14 の高田峰夫も同書の中で言及している (高田 2006:459).

文献

- Asian Development Bank (ADB), 2001, "Country Briefing Paper: Women in Bangladesh," ADB, (Retrieved May 30, 2011, http://www.adb.org/Documents/Books/Country_Briefing_Papers/Women_in_Bangladesh/default.asp#contents).
- Alam, Khursid & Mohammed S. Giasuddin, 2005, *Women and Children: The Forgotten Faces in the Coast*, Chittagong: Community Development Centre.
- Bangladesh Bureau of Statistics (BBS), 2009, *Gender Statistics of Bangladesh 2008.*, Dhaka: Ministry of Planning, Gov. of the People's Republic of Bangladesh.
- バングラデシュ女性・児童省, (財) アジア女性交流・研究フォーラム訳, 1998, 『バングラデシュの女性——アジア女性シリーズ No.6』, (財) アジア女性交流・研究フォーラム.
- Boylan, Esther ed., 1991, *Women and Disability*, London: Zed books.
- Center for Services and Information on Disability (CSID), 2002, *The Feminine Dimension of Disability: A Study on the Situation of Adolescent Girls and Women with Disabilities in Bangladesh*, Dhaka: CSID.
- Danish Bilharziasis Laboratory for the World Bank (DBL), 2004, "Disability in Bangladesh: A Situation Analysis," People's Republic of Bangladesh, (Retrieved July 30, 2011, <http://siteresources.worldbank.org/DISABILITY/Resources/Regions/South%20Asia/DisabilityinBangladesh.pdf>).
- Department for International Development (DFID), 2000, *Disability, Poverty and Development*, London: DFID.
- Disability Rights Watch Group Bangladesh (DRWGB), 2009, *State of the Rights of Persons with Disabilities in Bangladesh 2009*, Dhaka: DRWGB.
- Edmonds, Lorna Jean, 2005, *Disabled People and Development*, Manila: ADB.
- Handicap International (HI) & National Forum of Organizations Working with the Disabled (NFOWD), 2006, *Disability in Bangladesh: A Study on Prevalence 2005*, Dhaka: HI & NFOWD.
- 久保田真紀子, 2009, 「アフガニスタン女性にとって「貧困」とは何か」, 『私たちの 21 世紀』 57:45-49.
- 中西由起子・内海句子, 2006, 『人間の安全保障を踏まえた障害分野の取り組み——国際協力の現状と課題——』, 国際開発高等教育機構.
- National Study Committee (NSC), 2007, *BMF Towards A Barrier-free Society: Asian and Pacific Decade of Disabled Person 2003-2012: Mid-term Review of Activities of the BIWAKO Millennium Framework Actions in Bangladesh*, Dhaka: Ministry of Social Welfare.
- Rahman, Pk. Md. M., 2003, "Poverty and Women Development in Bangladesh," *Journal of East Asian Studies*, No.2:23-40. (= 2006, 張志

宇・坪井ひろみ訳, 「バングラデシュの貧困と女性の開発」, 松居範惇・池本幸夫編『アジアの開発と貧困——可能性, 女性のエンパワメントと QOL』明石書店.)

Social Assistance and Rehabilitation for the Physically Vulnerable (SARPV), 2008, *Report on Women with Disabilities in Bangladesh*, Dhaka: SARPV.

高田峰夫, 2006, 『バングラデシュ民衆社会のイスラム意識の変動——デシュとイスラーム——』明石書店.

Titumir, Rashed Al Mahmud & Jakir Hossain, 2005, "*Disability in Bangladesh: Prevalence, Knowledge, Attitudes and Practices*," (Retrieved June 12, 2011, <http://www.unnayan.org/reports/Disability%20Prevalence%20and%20KAP%20Study.pdf>).

World Health Organization (WHO)/World Bank (WB), 2011, "*World Report on Disability*," (Retrieved June 12, 2011, http://whqlibdoc.who.int/publications/2011/9789240685215_eng.pdf).

Women Living Under Muslim Laws (WLUML), 2006, "*Knowing Our Rights: Women, family, laws and customs in the Muslim world*," (Retrieved August 23, 2011, <http://muslimmarriagecontract.org/laws.html>).

United Nations (UN), 2010, "*Disability and the Millennium Development Goals: Review of the MDG Process and Strategies for Inclusion of Disability Issues in Millennium Development Goal Efforts*," (Retrieved July 29, 2011, http://www.un.org/disabilities/documents/mdgs_review_2010_technical_paper_advance_text.pdf).

United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (UN ESCAP), 1995, "*Hidden Sisters: Women and Girls with Disabilities in the Asia and Pacific Region*," Bangkok: UN ESCAP, (Retrieved November 28, 2010, <http://www.unescap.org/esid/psis/disability/decade/publications/wwd1/asp>).

United Nations Children's Fund (UNICEF) nd., "*Women and girls in Bangladesh*," (Retrieved July 10, 2011, http://www.unicef.org/bangladesh/Women_Girls.pdf).

Women with Disabilities and Marriage in Developing Countries

KANAZAWA Mami

Abstract:

In the discipline of development studies, the issue of women and poverty and the issue of disability and poverty have been studied, but the issue of women with disabilities and poverty has not yet been researched enough. This paper examines the poverty of women with disabilities in Bangladesh, particularly in relationship to their marital status. The research is based on survey reports done by local NGOs in Bangladesh and the author's fieldwork in the country. The paper first explains the cultural and social meaning of marriage in Bangladesh. Next, it describes how women with disabilities in Bangladesh are excluded from marriage. Then, it investigates the relationship between non-marriage and poverty. The study finds that marriage functions as a social safety net in Bangladesh. Therefore, exclusion from marriage jeopardizes the subsistence of women with disabilities. Moreover, the needs of women with disabilities are often overlooked by aid projects for women in developing countries. This is because the projects categorize recipients by marital status, but these categories fail to take into account that women with disabilities are excluded from marriage. Development workers need to pay more attention to women with disabilities, who are often the poorest of the poor.

Keywords: women with disabilities, developing countries, marriage, safety net, poverty

開発途上国の女性障害者の結婚をめぐる一考察

金澤 真実

要旨：

開発援助の分野では、「女性と貧困」「障害と貧困」は其々に可視化され研究されているが、「女性障害者と貧困」に関しては未だ十分な分析と研究がなされていない。そこで本稿は、開発途上国に住む女性障害者の貧困の一断面を「結婚」に注目して検討するものである。

バングラデシュを例として、まず現地における結婚の意味について文化的、社会的側面を明らかにする。次に、NGOによっておこなわれた女性障害者に対する調査報告の詳細な検討と筆者のフィールド調査結果に基づき、同国の女性障害者が結婚から排除されている状況を述べる。その後、非婚と貧困の関係について考察する。同国においては、結婚は社会的なセーフティネットワークの機能を持っており、結婚からの排除は、彼女たちの生存にかかわる重大な課題であることが分かった。最後に、女性障害者に対する開発援助において、結婚を軸にした従来の女性支援では不十分であることを指摘する。

